

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部</p> <p style="text-align: center;"><u>豚熱</u>・豚丹毒混合生ワクチン</p> <p>動生剤基準の<u>豚熱</u>・豚丹毒混合生ワクチンの3.6.4、3.6.5、3.6.6、3.7.2、3.7.4及び3.7.5に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部</p> <p style="text-align: center;"><u>豚コレラ</u>・豚丹毒混合生ワクチン</p> <p>動生剤基準の<u>豚コレラ</u>・豚丹毒混合生ワクチンの3.6.4、3.6.5、3.6.6、3.7.2、3.7.4及び3.7.5に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。</p>